**NPO法人日本障害者協議会(JD) 公開質問状への回答**

**Ｑ１　全体予算に占める障害者予算の割合と財源について**

　障害のある人に関する公的支出が国内総生産（GDP)に対してどれくらいかという国際比較で、OECD加盟国で日本は極めて低い水準にあり、障害者関係予算を引き上げていくことが大きな課題とされています。

一方、障害者関係予算を含めた社会保障費の増加が「財政の健全性にとって脅威」などの論調もあります。この件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（１つ）

1. 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである
2. 時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである
3. 上位10位以内にはこだわらなくてよい
4. 上位10位以内にこだわらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす
5. ほぼ現状でよい

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

② 時間をかけながら上位10位以内になるように予算を引き上げていくべきである

ハローワーク等における障がい者の就労支援や社会参加支援の充実、地域で活躍できる環境整備等を推進し、働く障がい者は昨年6月時点で47万人を超え、13年連続で過去最多を更新しました。引き続き、政策を着実に推進していきます。

●日本共産党

① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである

 日本の障害者予算がOECD加盟国の中できわめて低い水準にあるということは、日本の経済力に比して、障害者に振り向けられる予算がきわめて少ないということです。税金の集め方、使い方を変えれば、障害者予算を抜本的に増やすことは可能です。それにもかかわらず政府が、社会保障予算の増加を「脅威」とあおって、抑制することは許されません。税金は社会保障、子育て、若者への支援など、国民の暮らしに役立つ支出に優先して使うべきです。生存権にもとづき、安心できるくらしを保障することこそ、政治の役割であり、責任です。

●立憲民主党

① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである

OECD加盟国における日本の障害者関係支出は28位(2013)。財政困難の状況は否めないとしても税制度総体の見直しの中で①の実現を追求。

●日本維新の会

① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである

 真に社会の援助が必要な方は、しっかりと支えるべき。

●社会民主党

① 早急に上位10位以内になるよう予算を引き上げていくべきである

障害者権利条約に則って、障害者施策を進めていくためには大幅な予算の引き上げが必要です。

**Ｑ２　障害者政策委員会の位置づけへの質問**

　障害者基本計画の策定機関として障害者政策委員会があり、障害者権利条約のモニタリング機関としても指定されている件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（２つまで）

1. 障害者政策委員会は今のままでよい
2. 障害者権利条約のモニタリング機関として、条約が求めるように政府からの独立性を担保した新しい委員会を別に立ち上げるべきである

③ その他

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

 ③ その他

障害者政策委員会は、障害者基本計画の実施状況を監視し､必要があれば関係各大臣に勧告を行うことができる重要な機関です。同委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実など､同委員会を支援する体制の強化を図るべきと考えます。

●日本共産党

② 障害者権利条約のモニタリング機関として、条約が求めるように政府からの独立性を担保した新しい委員会を別に立ち上げるべきである

障害者政策委員会の現状は、障害者権利条約の履行状況の監視機能を持つ、モニタリング機関としての役割が十分果たされていません。継続的に国内外の基礎データや資料の収集・分析をおこない、国民にわかりやすい形で公表することもすすめるべきです。

●立憲民主党

③ その他

障害者の権利について条約の実施状況を公正にモニターするには政府の意向に左右されない独立した機関が必要。

●日本維新の会

① 障害者政策委員会は今のままでよい

政府から独立させる必要性については、調査検討が必要と考えています。

●社会民主党

② 障害者権利条約のモニタリング機関として、条約が求めるように政府からの独立性を担保した新しい委員会を別に立ち上げるべきである

条約の実効性を高めるためには政府からの独立性を担保したモニタリング機関が必要です。

**Ｑ３－１　障害者の政策立案決定段階の参加への質問**

　障害者政策委員会をはじめ障害に関わる国の各種審議会や、自治体の審議会などに障害当事者やその家族の参加が重要な課題となっています。この件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（１つ）

1. 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の２分の１以上参加させるべきである
2. 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の３分の１以上参加させるべきである
3. 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害当事者から意見聴取を行うべきである
4. 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取すればよい
5. その他

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

 ⑤ その他

障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定めております。同法の規定を確かなものとするべく、数値目標等を含め、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えています。

●日本共産党

① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の２分の１以上参加させるべきである

　障がい者制度改革によって、障害当事者が多数参加して審議をすすめることは当たり前だという流れが前進しました。あらゆる機能障害に対応できるよう、障害当事者を過半数にして、要求や願いにこたえることは当然です。

●立憲民主党

② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の３分の１以上参加させるべきである

審議会議論において非障害者委員に意見内容を及ぼしうる最低限のラインとして障害当事者３分の１以上の参加は必須。

●日本維新の会

③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである

当事者や専門家に加え行政や学術関係者など、様々な叡智を結集すべきです。

●社会民主党

① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の２分の１以上参加させるべきである

当事者の参画を保障して施策を進めるためには過半数のメンバーを当事者とすべきです。

**Ｑ３－２　障害者の家族の政策立案決定段階の参加への質問**

1. 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の２分の１以上参加させるべきである
2. 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の３分の１以上参加させるべきである
3. 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである
4. 障害に関わる国の審議会では、障害者の家族を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取すればよい
5. その他

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

⑤ その他

　Q3-１と同じ趣旨です。

●日本共産党

① 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の２分の１以上参加させるべきである

審議会に障害者の家族が２分の１以上参加してもらうことで、さまざまなケースが検討され、切実な実態を踏まえた施策の推進、改善方向がみえやすくなることにつながります。

●立憲民主党

③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである

　障害当事者ともっとも身近な生活関係にある家族から意見を聴き、障害当事者の方々とともに、障害当事者が求める施策を推進。

●日本維新の会

③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は。障害者の家族から意見聴取を行うべきである

当事者や専門家に加え行政や学術関係者など、様々な叡智を結集すべきです。

●社会民主党

② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の３分の１以上参加させるべきである

家族の参加も不可欠です。割合については他の分野と調整し３分の１を目安とします。

**Ｑ４－１　基本合意と骨格提言についての質問**

　国（厚労省）は障害者自立支援法違憲訴訟団と基本合意を交わし、それに基づいて「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言が出されていますが、この件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（１つ）

1. 基本合意と骨格提言は完全に実現された
2. 基本合意と骨格提言はやや実現された
3. 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない
4. 基本合意と骨格提言は全く実現されていない

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

② 基本合意と骨格提言はやや実現された

基本合意と骨格提言は着実に進んでいると認識しています。例えば、昨年5月に成立した改正障害者総合支援法では、①高齢障がい者の介護保険サービスの利用負担を軽減する仕組みの創設、②入院中も重度訪問介護による支援を可能にすることが盛り込まれました。法改正以外で改善できる案件についても、推進していきたいと考えています。

●日本共産党

④ 基本合意と骨格提言は全く実現されていない

総合支援法案が出されたときに「基本合意」「骨格提言」にもとづく施策をいっぺんに実現するのは難しいので、附則で明記して、３年後に見直すとしました。しかしその見直しも応益負担の廃止をはじめとした中身はまったく反映されず、約束が反故にされてしまいました。基本合意は、国が司法の場で約束し、骨格提言は国の委託を受けて話し合った部会が正式にまとめた報告書です。国は基本合意と骨格提言にもとづいて国内法を整備する責任があります。

●立憲民主党

② 基本合意と骨格提言はやや実現された

障害の有無にかかわらない「共生社会の実現」の理念は方向化されたが、障害者主体のサービス、施策決定への関与など、施策の実施は途上。

●日本維新の会

② 基本合意と骨格提言はやや実現された

今後もたゆまず改善に向けて検討すべきです。

●社会民主党

③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない

改定の内容は、骨格提言の内容と乖離し、また、基本合意文書を遵守するものではありませんでした。さらに、介護保険優先原則の徹底、新設の自立生活援助など、給付削減の誘導につながりかねない内容があり問題です。

**Ｑ４－２　地域包括ケアシステムについて**

国（厚労省）は、「サービスの縦割りを排する」と称し、障害、高齢者、子ども等の福祉ニーズをもつ人たちに対し、包括的にサービスを提供し相談窓口の一元化を図るという地域包括ケアシステムの考え方を打ち出しています。その背景には財源の効率化という問題が横たわっています。この件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（複数可）

①　地域包括ケアシステムは、福祉分野を横断するもので推進すべきである

②　人材や予算をしっかり確保したうえで、ニーズによっては包括できるように、柔軟な仕組みとしていくべきである

③　障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである

④　現在のままでよい

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

①　地域包括ケアシステムは、福祉分野を横断するもので推進すべきである

　誰もが住み慣れた地域で安心して老後を暮らせるために、医療、介護、住まい、生活支援サービス等の支援を地域も中で一体的に受けられる地域包括ケアシステムを構築します。また、高齢、障がい、児童など対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、多様化・複合化するニーズに対応するため、それぞれの地域の実情を踏まえた地域包括型の支援体制を整備します。

●日本共産党

③　障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである

　地域包括ケアシステムは、生産性と効率性の向上のために介護・障害者・子どもの分野を一括する体制です。公的責任を投げ捨て、いっそうの社会保障予算の削減・抑制をねらうものです。それぞれの分野の専門性をいかしていくことが、利用者の人権を保障することにつながります。

●立憲民主党

1. 地域包括ケアシステムは、福祉分野を横断するもので推進すべきである
2. 人材や予算をしっかり確保したうえで、ニーズによっては包括できるように、柔軟な仕組みとしていくべきである
3. 障害者政策と介護保険の統合も視野におかれている中で、それぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである

障害者の就労や社会参加の施策はしっかりと充実していくべき。その上で福祉分野の施策をニーズによって包含できる仕組み。

●日本維新の会

①　地域包括ケアシステムは、福祉分野を横断するもので推進すべきである

　持続可能な社会、多様性を認め合う社会を築くために、地域包括ケアシステムを推進すべきです。

●社会民主党

① 地域包括ケアシステムは、福祉分野を横断するもので推進すべきである

② 人材や予算をしっかり確保したうえで、ニーズによっては包括できるように、柔軟な仕組みとしていくべきである

国が推進する地域包括ケアシステムは、公的財政負担の軽減策という側面が強く、自治体間の格差が生じ、財政や人材が確保できないことを理由にサービスを受けることができない事例が起こらないか、医療・介護・生活支援、各分野の人材の確保対策があいまいであることから、医療・介護事業者の負担や家族の負担が加重にならないか、専門職によるサービス提供機会が減少し認知症の早期発見などに影響が出ないか、住民組織によるボランタリーなサービス提供が生活を支えるサービスとして機能するかなど、たくさんの問題を抱えています。地域の状況、地域資源の数量的把握（データ化）、マップづくり等による「見える化」、行政が市民（利用者・家族）とともに生活者の支援からニーズ把握を行う、情報収集、豊かな実践に基づく政策提言を蓄積するための体制づくり、行政や事業者、さまざまな連携相手と懇談を進め改善提案につなげていくなど、地域包括ケアシステムの推進にあたっては、関係団体と行政の連携体制と民意の反映が不可欠です。医療・介護・予防・住まい・生活支援、そして福祉、継ぎ目のない「地域包括ケアシステム」を地域住民の目線で実現していきます。「地域包括ケアシステム」は、公的財政負担の軽減策としてではなく、くらしを支える健康なまちづくりとして取り組みます。

**Ｑ５　障害者差別解消法の課題への質問**

障害者差別解消法が昨年施行されましたが、課題も残されており、３年後の見直しに向けた議論も必要とされています。この件について以下の４つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

1. 市民への啓発普及がまだまだである
2. 3年後の見直しの際は、仲裁・相談機関の強化が求められる
3. 3年後の見直しの際は、差別の定義化が必要である
4. この法律に対し、国はもっと予算をかけるべきである

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

①④③②

障害者差別解消法の施行により、社会生活の様々な場面で、障がい者の社会参加の機会が増えることが期待されます。そのためにもまずこの法律等を市民に周知することが急務です。また、広報等への予算拡充とともに、３年後の見直しに向けて検討を進めていきます。

●日本共産党

③②④①

障害者差別解消法には、何が差別にあたるのかという肝心な定義が抜け落ちています。すべての地方自治体に相談や支援の窓口となる差別解消支援地域協議会を設置し、相談窓口に法律の専門家や障害当事者などの人材を充てられるよう、予算措置が必要です。障害者差別解消法は施行されたばかりで市民に十分に知られておらず、社会の隅々まで浸透するよう啓発普及が必要です。

●立憲民主党

③②①④

現在、障害当事者の方々が進めている差別事象収集等及び合理的配慮の実態点検から差別の定義化をし、障害当事者の仲裁・相談員の養成などをふまえ、法の質的強化。

●日本維新の会

選択肢の重要性に差をつけることは困難です。

●社会民主党

③②④①

「差別とは何か」「何を差別というのか」を市民への啓発普及活動と共に掘り下げ、国として、さらに具体的な例示を出しながら定義化していくことが必要です。

**Ｑ６－１　障害者の労働政策への質問**

　障害のある人の一般就労をさらに増やしていく必要があります。どうすれば課題が解決するのか、以下の５つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

1. 障害者雇用促進法などの法整備の徹底
2. 企業などの事業者の意識の改善
3. 国や自治体による企業への補助金の強化
4. 通勤や職場における、ジョブコーチをはじめとする支援や、介護などの福祉サービスとの連携
5. その他

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

①②④⑤③

障害者雇用促進法などの法整備により、民間企業や公的機関における障がい者雇用は着実に進んでいますが、その一方で、事業所における一般就労移行率の二極化や一般就労移行後の定着化などの課題もあり、さらなる就労促進に向けてきめ細かな支援策を講じてまいりたいと考えます。

●日本共産党

①④③②

全部並行して実施すべきですが、あえて順番をつけるなら国の姿勢をまず変えて、来年度から始まる精神障害者の雇用義務化のさらなる条件緩和など、障害種別の差別をやめさせます。通勤や職場でのサポートを整備し、一般就労できる障害者を増やします。

●立憲民主党

④②③①⑤

実体として一般就労を促進するために、ジョブコーチの充実、通勤などへの介護サービス等との連携を推進。その観点からの事業者の意識改善、補助と法整備。⑤として自治体公契約条例への規定。

●日本維新の会

選択肢の重要性に差をつけることは困難です。

●社会民主党

②③①④

改正障害者雇用促進法により、障害者が職場で働きやすくするための配慮が義務となりました。改正障害者雇用促進法の徹底、企業への補助金の強化とあわせ、事業者の意識を変えていくことが必要です。また、障がい者が職場に適用できるよう支援をするジョブコーチを増やし、障がい者の働く場を拡大します。

**Ｑ６－２**

障害のある人への施策として、福祉的就労の場があります。その課題についてどのようなものがあると考えられるか、以下の５つを、重要と思われる番号順に並べかえてください。

1. 優先的な仕事の発注
2. 日額払いから月額包括払いへの見直し
3. 助成金（補助金）の強化、拡大
4. 一般就労に向けた専門的トレーニングの強化
5. 労働法の適用

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

③、①、④と⑤、②

障害者総合支援法に基づき、就労継続支援(A型・B型）が実施されておりますが、B型の工賃引き上げや労働法の適用についてさらなる検討が必要と考えます。公明党は障がい者就労施設等の受注機会の拡大のため、障がい者優先調達推進法に基づく取組等を推進してきましたが、さらなる就労機会の創出のため、農福連携やICTの活用などを通じて、障がい者が各々の適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労への移行促進を含めた福祉的就労の改善に取り組んでまいります。

●日本共産党

⑤②③①④

2009年に、ＩＬＯから日本の授産施設などで働く障害者にも労働法規を適用する必要性が示唆され、自立支援法下で働く場に利用者負担が導入されたことに懸念が示されました。福祉的就労施設で働く障害者も労働者として、国は労働法の適用を検討すべきです。職員が適切に配置できるためにも、事業所の運営を安定させるためにも月額包括払いに戻すべきです。

●立憲民主党

①②③⑤④

　仕事量と賃金の確保のために①②、その支援策として③、さらに労働者性確保のために⑤。

●日本維新の会

選択肢の重要性に差をつけることは困難です。

●社会民主党

①③④②⑤

順番付けは難しいです。一般就労と福祉的就労の中間就労の場を増やし、労働者として身分保障がなされ、地域で自立して生活ができるよう施策を進めます。

**Ｑ７　所得保障のあり方への質問**

　障害のある人の所得保障のあり方について、重要と思われるものを、貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（２つまで）

1. 無年金障害者の解消
2. 障害基礎年金の増額
3. 目的別の手当の整備
4. 働くことによる所得とあわせて地域生活のために必要な所得を保障する本格的な所得保障制度の検討
5. 生活保護の拡充（上記の課題が本筋であるが、当面の応急対応として）
6. その他

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

②⑥

障がい者の所得保障を充実する上で年金制度の果たす役割は重要です。これまで公明党は障がい者の就労を年金制度上評価する仕組みや特別障害給付金の創設などを実現してきましたが、今後さらに、障害年金生活者支援給付金の早期実施に取り組むとともに、一般就労の拡大や就労継続支援を含めた障がい者の就労環境改善などを通じて、所得保障の充実と社会参加の拡大を進めてまいりたいと考えます。

●日本共産党

②①

すべて大事ですがあえて２つを選択しました。障害基礎年金の底上げが必要です。厳しい認定基準や要件によって膨大な数の無年金障害者がおり、抜本的に改善できるようにします。

●立憲民主党

④①

②障害基礎年金の増額を含んで、④本格的な所得保障制度の検討、および①無年金障害者の解消。

●日本維新の会

④⑥

給付付き税額控除や、働いても年金が減らない仕組みが必要です。

●社会民主党

①②

生活保護制度の厳格化と、生活扶助基準の引き下げが行われるなかで、障害者年金にも影響が及んでいます。所得保障の基盤はスティグマのない年金制度であり、無年金の解消、生活できる年金額水準の確保は喫緊の課題です。障がい者の所得保障に取り組みます。

**Ｑ８－１　精神保健福祉法改正案への対応**

政府は先の通常国会において、精神科病院の措置入院者の退院後の支援体制について、警察もその中に組み込んでいくかのような、精神保健福祉法改正案を提出しましたが成立には至りませんでした。この件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（１つ）

①　通常国会で出された政府案に賛成である

②　通常国会に出された政府案に反対である

③　精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害者の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法へと抜本改正すべきである

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

① 通常国会で出された政府案に賛成である

精神保健福祉法改正案は、精神障がい者の社会復帰を促進するために、都道府県が入院措置を講じた方に対し、退院後の医療等の援助を強化するものと認識しています。

●日本共産党

② 通常国会に出された政府案に反対である

措置入院患者の監視強化の方向は、精神障害者の人権をないがしろにする誤った施策です。求められているのは、退院後に支援を受けながら、地域で当たり前に暮らせる施策です。

●立憲民主党

③ 精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害者の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法へと抜本改正すべきである

医療保護入院や保護者制度の廃止など精神保健福祉法の抜本的改正。

●日本維新の会

① 通常国会で出された政府案に賛成である

●社会民主党

② 通常国会で出された政府案に反対である

精神保健福祉法の改正案について、地域医療・福祉の充実と権利擁護制度の創設の方向で法案を抜本的に見直します。

**Ｑ８－２　精神障害者の生活の場のあり方について**

　日本は精神科病院の入院率が先進国の中で極めて高いことが特徴であり、医学モデルから社会モデルへの政策の転換が急務となっていますが、精神障害者が地域社会で暮らしていくにはどのような政策が必要でしょうか。この件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（２つまで）

① 住宅政策

② グループホームの増設（病院敷地外であれば、経営の形態は問わない）

③ グループホームの増設（経営が医療法人以外の）

④ ヘルパー（介助）制度の充実

⑤ 相談体制の充実

⑥ 市民に対する障害者理解の普及・向上

⑦ その他

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

⑦

精神障がい者の地域移行や地域定着の支援については、地域生活の重要な受け皿であるグループホーム等の整備や機能強化を進めるとともに、障がいの特性に応じて、定期的な巡回訪問や随時対応など、地域生活を支えるサービスが必要と考えます。また、医療と福祉等の関係者が情報を共有し、連携して取組を進める協議の場の設置や、支援をする側と支援を受ける側の双方にとって有効なピアサポートの推進、短期入所（ショートステイ）における医療との連携強化などの取組みを進めていきたいと考えます。

●日本共産党

①⑤

相談支援を受けながら、グループホームに限らず、暮らしの場が選択できるようにすることが必要です。

●立憲民主党

①⑦

　③を含み一般の住宅政策の中に精神障害者や困窮女性・若者等の住宅確保を位置づけ、および⑦精神障害当事者によるピアカウンセリングや居場所づくりの奨励策。

●日本維新の会

①③

地域の受け皿が必要。家族だけでなく社会全体で支えていく体制が重要と考えています。

●社会民主党

①②

精神障害者が地域社会で暮らし続けられるためには、生活の基盤となる多様な暮らしの場が必要です。

**Ｑ９　障害者虐待防止法改正問題への質問**

　2012年に、障害者虐待防止法が成立しましたが、虐待を発見した場合の自治体などへの通報義務の対象から、病院、学校などが外されており、それらも対象に組み込んだ見直しが課題となっています。この件について貴党の考えを以下の選択肢からお答えください。（１つ）

1. 早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである
2. 通報義務の対象にそれらを含めるにはまだ早い
3. その他

上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

●公明党

③ その他

現行法では、学校、保育所、医療機関等における虐待の防止措置が学校の長や医療機関の管理者などに義務付けられていますが、さらなる対策強化のため、法附則の趣旨を踏まえ、児童虐待や高齢者虐待の見直し状況、現行法の施行状況等を勘案しつつ、検討を進めるべきと考えます。

●共産党

① 早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである

　公共的な多くの人が利用するこれらの場で、虐待問題にとりくむことは、問題の解決につながります。

●立憲民主党

① 早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである

もっとも重要な暮らしにかかわる病院、学校、保育所の通報義務は必須、ならびに官公署も通報義務を受ける機関として通報義務を。

●日本維新の会

③ その他

　真に実効ある環境を整えるためにも、専門家や当事者による検討が必要と考えています。

●社会民主党

① 早急に、法の附則にある通り、病院、学校、保育所、官公署も通報義務の対象に含めるべきである

　そもそも、病院、学校、保育所、官公署が通報義務の対象から外れていることが問題であり、早急に対象とすべきです。

**Ｑ10 党の障害者政策の特徴についての質問**

　障害者政策で貴党が最も訴えたいことは何でしょうか。自由にお書きください。

●公明党

障がい者が希望に応じて就労や社会参加を実現できるよう、きめ細かな支援を充実していきます。具体的には、障害者総合支援法の改正を踏まえ、障がい児と家族を支えるための医療・福祉・教育などの連携強化、障がい者の情報コミュニケーション円滑化のための意思疎通支援、高齢化や「親なき後」の対応を含めた地域の福祉基盤の整備、就労移行支援や就労継続支援の強化、通勤・通学等の移動支援などを推進します。また、発達障害者支援法の改正を踏まえ、教育や雇用の場において実効性ある支援策の強化を進めます。さらに、2020年の東京パラリンピックの成功に向けて、障がい者スポーツ・芸術の振興や、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進するとともに、障害年金の改善など所得保障の充実に取り組みます。

●日本共産党

　障害者総合支援法を見直し総合福祉法をめざします。「応益負担」制度は廃止し、すみやかに福祉・医療の無料化を求めます。障害者権利条約、「基本合意」、「骨格提言」にもとづいて、障害者・児やその家族の声が反映される国内法の見直しをはかっていきます。

必要な支援が受けられない谷間の障害者をなくして、社会保障予算の抑制や削減を許さず、抜本的に引き上げます。

●立憲民主党

・障がいのある子の意思を尊重したインクルーシブ教育の実現

・障がい者ケアにたずさわる人々の賃金等待遇の改善

・総体として、社会的に排除されがちな障がいをもつ人々をはじめ性的少数者、女性たちが個として人権を尊重されるインクルーシブな社会を実現すること。

●日本維新の会

　国民全員に開かれた機会の平等を出発点として自助、共助、公助の範囲と役割を明確にすること、公助から既得権を排し真の弱者支援に徹することが必要と考えています。本当に支援が必要な方をしっかりと支援することが何より重要です。

●社会民主党

　国連総会で障害者権利条約が採択されてから７年、日本は2014年1月20日に障害者権利条約を批准しました。2009年、民主・社民・国新三党の連立政権の誕生により、条約批准に向けて、障害当事者の実質的な参画による障害者制度改革が始まったことは画期的なことでした。2011年、障害者虐待防止法の成立、障害者基本法の改正。2012年、障害者総合支援法の成立（障害者自立支援法の改正）。2013年、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正。課題を残しながらもこれだけの成果を上げることができました。いよいよ、身近な地域から条約の完全実施に向けて取り組みが始まります。条約の目的である「障がいのある人とない人が差別なく、分け隔てられることもなく、地域で安心して生活できる社会」を実現していきたいと思います。そして、障がい者への不当な差別的取り扱いを法的に禁止し、合理的配慮の提供を国・自治体に義務付け、民間事業者にも努力義務を求めている障害者差別解消法をテコに、障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会をつくります。そのためにも、障がい者、家族の参画を図り、当事者の意見を反映させることを重視します。